資料1

大津市社会教育推進事業補助金について

【補助金交付の可否にかかる審査】

適法な申請書類の受理
⇓
教育委員会において書類審査
⇓
補助金交付予定事業の選定
⇓
社会教育委員会議の意見聴取
⇓
補助金交付の可否の決定
⇓
申請者に交付決定（棄却・却下）を通知

＊社会教育法第 13 条の規定により
地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。
⇒行政が補助金を支出することで、団体への不当な統制的支配や事業への干渉につながらないかチェックを受ける。

社会教育委員会議の意見に基づき補助金交付の可否を決定

【事業の概要】

交付目的　社会教育及び家庭教育の推進と青少年指導者育成を図るため
⇒社会教育団体等が実施する社会教育（体育の活動を除く。）に関する事業の実施に要する費用の一部を、予算の範囲内において補助する。
※社会教育団体とは、社会教育法第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。
（社会教育法第 10 条）
この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属さない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

補助事業の種別　以下の３事業に対して補助金を交付

① 社会教育推進一般事業
・社会教育の推進に寄与する事業（以下の②、③を除く）
【実績】ボーイスカウト滋賀連盟大津地区連絡協議会／自然体験事業　他

② 家庭教育推進事業
・保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するための事業
【実績】ＰＴＡ連合会／講演、地域女性団体連合会／食育事業　他

③ 青少年指導者育成事業
・青少年指導者*1の育成に寄与する事業
【実績】子ども会育成連合会／ジュニアリーダー研修会

補助対象経費　補助事業の実施に要する費用のうち補助対象となる主な経費

経費科目	補助対象事例
報償費	講師等への謝礼、受賞等記念品
旅費	電車、バス等の運賃
需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）	事務用品、食材等材料、資料印刷・コピー
役務費（通信運搬費、手数料、保険料）	有料道路代、駐車場代、傷害保険料、切手
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材リース代

補助金の上限額

① 社会教育推進一般事業

⑴⑵⑶のいずれか低い方の額

⑴補助対象経費の総額に２分の１を乗じた額

⑵補助対象経費から補助事業の実施により生じた収入（当該団体会計からの繰入金を除く。）を控除した額

⑶Ａ：広域部門

右の表の会員数の人数区分に応じた上限額

Ｂ：活動部門

５０，０００円

会員数	上限額
～ 30人	15,000円
31人～ 50人	23,000円
51人～100人	30,000円
101人～150人	38,000円
151人～200人	45,000円
201人～300人	60,000円
301人～400人	75,000円
401人～600人	90,000円

会員数	上限額
601人～ 800人	113,000円
801人～1,000人	135,000円
1,001人～1,300人	158,000円
1,301人～1,600人	180,000円
1,601人～2,000人	210,000円
2,001人～3,000人	240,000円
3,001人～5,000人	270,000円
5,001人～	300,000円

② 家庭教育推進事業

⑴⑵⑶のいずれか低い方の額

⑴ 補助対象経費の総額に２分の１を乗じた額

⑵ 補助対象経費から補助事業の実施により生じた収入（当該団体会計からの繰入金を除く。）を控除した額

⑶ 右の区分に応じた上限額

Ａ：社会教育団体（社会教育関係団体）

①単位団体からなる連合体　３００，０００円

②単位団体　５０，０００円

Ｂ：市内に主たる事務所を有する団体（Ａを除く）

５０，０００円

③ 青少年指導者育成事業

⑴⑵⑶のいずれか低い方の額

⑴ 補助対象経費の総額に２分の１を乗じた額

⑵ 補助対象経費から補助事業の実施により生じた収入（当該団体会計からの繰入金を除く。）を控除した額

⑶ 右の区分に応じた上限額

Ａ：社会教育団体（社会教育関係団体）

①単位団体からなる連合体　３００，０００円

②単位団体　５０，０００円

Ｂ：市内に主たる事務所を有する団体（Ａを除く）

５０，０００円

※用語の定義

＊１　青少年指導者

・単位団体等の団体が行う体験活動その他青少年の健全育成を目的とする活動において、指導的な立場で当該活動を行う青少年をいう。

＊２　連合体

・全市的に組織された社会教育関係団体をいう。

＊３　単位団体

・おおむね大津市立小学校又は中学校の通学区域として定められた区域内の住民で組織された社会教育関係団体をいう。

令和７年度 補助金交付実績

① 社会教育推進一般事業

Ａ：広域部門

申請団体数：５団体　▶交付金額：５４１，１３４円

Ｂ：活動部門

申請なし

② 家庭教育推進事業

申請団体数：５団体　▶交付金額：２９３，０７３円

③ 青少年指導者育成事業

申請団体数：１団体　▶交付金額：２９１，１５５円